

共通仕様書

1 委託業務名

熊本市水道施設石綿分析調査その他業務委託（単価契約）

2 業務の目的

令和2年6月大気汚染防止法一部改正にて石綿含有建材の事前調査及び分析調査が法定化されたことに伴い、熊本市水道施設建築物の改修工事等において分析調査を実施する必要があるため、単価契約を実施するもの。

3 履行場所

熊本市内一円

4 履行期間

契約日 ～ 令和8年（2026年）2月27日まで

5 業務の内容

調査職員の指示に従い、石綿含有建材の事前調査及び分析調査を行う。

6 一般事項

- 1) 受託者は、業務着手前に業務計画書を提出し、調査職員の承諾を受けること。なお、業務計画書には次の事項についての記載または添付すること
 - ・石綿分析調査実施者の氏名、所属、資格番号
 - ・石綿事前調査実施者の氏名、所属、資格番号
 - ・上記資格を証明するもの（資格者証の写し等）
 - ・石綿分析調査報告書の様式（案）
- 2) 契約の保証について
 - ・受託者は、熊本市契約事務取扱規則第22条に定めるところにより、契約保証金の納付等の手続を要する。
- 3) 履行保証について
 - ・設計金額が200万円以上の場合についての履行保証制度に必要な経費は、委託費の中に見込んでいる。
- 4) 受託者は、その他業務に必要な事項について、委託者と協議すること。

7 石綿含有事前調査業務

別添「石綿含有事前調査業務 仕様書」による。

8 石綿含有分析調査業務

別添「石綿含有分析調査業務 仕様書」による。

9 その他業務

「分析調査に依らない報告書作成」とは、分析調査を依頼されたが、実際に調査を行った際、分析調査が必要ないと判断できた場合（石綿の含有の有無が明らかな場合など）、調査者の所見を記した報告書を作成することをいう。

10 業務の資格要件

1) 事前調査を行う者の資格

事前調査を行う者の資格は、石綿含有建材調査者（一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者のいずれかの資格を有する者）または、令和5年9月30日以前に日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者とする。（以下、「調査者等」という。）

2) 分析調査を行う者の資格

分析調査を行うことができる者の資格について以下に示す。

なお、分析対象となる建材の採取については、採取箇所の判断を適切に行う観点から、調査者等が行うか、調査者等の立会いのもと分析調査者が行うこととする。

〈分析調査者の資格〉

- ・ 所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者または同等以上の知識及び技能を有すると認められる者として、以下の者である。
- ・ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- ・ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- ・ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック 事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

11 提出書類

1) 受託者は、委託者の依頼に基づき実施した業務の成果を、成果品としてまとめて市に提出すること。

2) 成果品の内容は次の通りとする。

- ・ 上記7に基づく成果品
- ・ 上記8に基づく成果品
- ・ 成果品納入書
- ・ その他（委託者から指示があったもの）

3) 成果品の提出時期

上記7および8の仕様書に記載する“成果品”のうち、紙媒体のうち1部は、委託者の依頼完成の都度に提出するものとし、紙媒体のもう1部は業務委託完成時に提出するものとする。なお、当提出資料は、都度提出資料の写しでも構わない。

12 完了検査

業務は委託者の検査合格をもって完了とする。

1 3 単価設定および支払額等

- 1) 業務の代表単価（委託料算定の基準となる単価）は、「石綿含有分析調査費 定性分析（JIS A 1481-1）検体採取、報告書作成費含む」とし、その単価を単価指数 1.0 と設定する。
- 2) その他の項目の単位数量当り契約単価については、代表単価に対するその割合を表した単価指数（別表）に基づき、次の算式で各項目の契約単価を決定する。算式：各項目の契約単価（税込）＝ 代表単価の入札金額 × 各項目の単価指数 × 1.1
- 3) 委託料の算出に当っては、項目ごとの契約単価に報告書を受領した成果品の数量をそれぞれ乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）を合計した金額とする。
- 4) 業務における適用項目は、別表に示すとおり。
- 5) 業務履行期間内において、委託者から指示があった場合は、委託者と受託者との協議により適用項目を決定する。
- 6) 別表記載の予定見込数量は、あくまで予定の数量であり実際の作業数量には変動する可能性がありえることに十分留意すること。

1 4 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者、受託者が協議して決定する。